

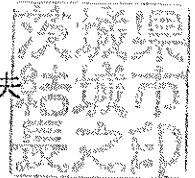


結城市告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、
下館・結城都市計画土地区画整理事業を決定したので、同法第20条第1項
の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を
次の場所において縦覧に供する。

平成30年3月1日

結城市長 前場 文夫



記

- 1 都市計画の種類
下館・結城都市計画土地区画整理事業の決定
- 2 都市計画を変更する道路の名称及び土地の区域
ア 追加する部分
結城市 大字上山川 字石堂，字大久保，字片蓋，字前割及び字谷迎
の各一部
大字鹿窪 字新井西の一部
- 3 縦覧場所
結城市役所都市建設部都市計画課

下館・結城都市計画土地区画整理事業の決定（結城市決定）

下館・結城都市計画結城第一工業団地上山川北部地区土地区画整理事業を次のように決定する。

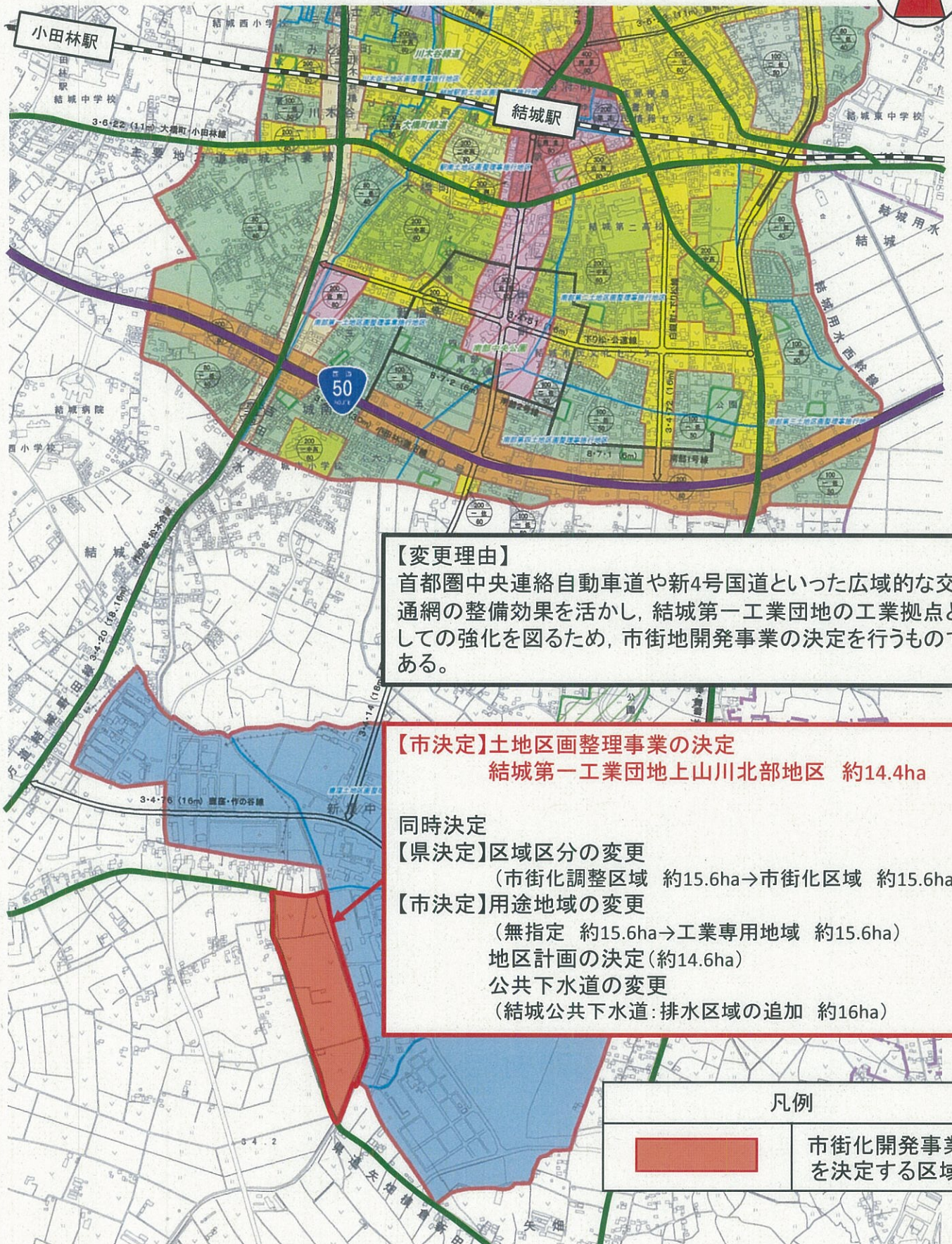
名	結城第一工業団地上山川北部地区土地区画整理事業
面積	約14.4ha
公共施設	県道矢印横倉新田線を基幹道路に位置づけ、歩車道を区分し、歩行者の安全性を確保する。 その他の道路については土地利用を考慮して幅員6mを確保し、地区外の道路高および地区内の現況地盤高を考慮した整備を行う。
設の配	街区公園1箇所を周辺既存集落に配慮して地区南東部に配置する。 雨水排水は、道路側溝、道路下の管渠を経由して調整池に一旦集水し、流量調整を行い絹西雨水幹線を経て鬼怒川に放流する。 汚水排水は、道路下の管渠を経由して結城第一工業団地内の公共下水道既設管に放流し、流末処理場において処理する。 上水道は、地区内全てに供給できるように、本事業で整備する。
宅地の整備	隣接する結城第一工業団地を拡大し、新たな企業立地が可能となる工業地を計画する。

「施行区域及び公共施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

首都圏中央連絡自動車道や新4号国道といった広域的な交通網の整備効果を活かし、結城第一工業団地の工業拠点としての強化を図るため、本案のとおり、土地区画整理事業を決定し、工業用地と都市施設を一体的に整備するものである。

下館・結城都市計画 土地区画整理事業の決定



【変更理由】
 首都圏中央連絡自動車道や新4号国道といった広域的な交通網の整備効果を活かし、結城第一工業団地の工業拠点としての強化を図るため、市街地開発事業の決定を行うものである。

【市決定】土地区画整理事業の決定
 結城第一工業団地上山川北部地区 約14.4ha

同時決定
【県決定】区域区分の変更
 (市街化調整区域 約15.6ha→市街化区域 約15.6ha)

【市決定】用途地域の変更
 (無指定 約15.6ha→工業専用地域 約15.6ha)
 地区計画の決定(約14.6ha)
 公共下水道の変更
 (結城公共下水道:排水区域の追加 約16ha)

凡例	
	市街地開発事業を決定する区域